

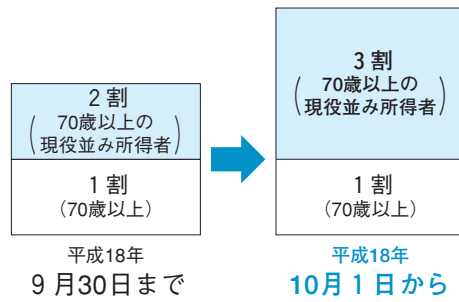
10月1日から

医療保険制度が変わります！

所得の多い高齢者の医療機関での自己負担割合が変わります

70歳以上の方で現役並みの所得がある方は、医療機関等にかかったとき、窓口での医療費の自己負担割合が2割から3割に引き上げられます。

70歳以上の方の医療機関での自己負担割合



▼現役並み所得者とは・・・

70歳以上の国保被保険者または老人保健で医療を受ける方のうち、現役並みの所得（課税所得が145万円）以上ある方が同一世帯にいる方をいいます。ただし、70歳以上の方の年収が、2人以上の場合520万円未満、1人の場合383万円未満であるときは、申請により1

割負担となります。なお、該当する世帯につきましては、7月中に申請書を送付し、手続きをしていただいております。

現役並み所得となる世帯の収入

| | | |
|---------------|---------------|---------------|
| | 平成18年 7月まで | 平成18年 8月以降 |
| 高齢者夫婦 2人世帯 | 621万円 以上 | 520万円 以上 |
| 単身世帯 | 484万円 以上 | 383万円 以上 |

◎新たに「現役並み所得者」になった方への経過措置

平成18年8月より、新たに現役並み所得者に移行する70歳以上の高齢者については、次のとおり、経過措置が設けられています。
・平成18年8月から2年間、自己負担限度額は、「一般」の額に据え置かれます。



70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

平成18年10月から

| 所得区分 | 3回目まで | 4回目以降★2 |
|----------|-----------------------------------|---------|
| 上位所得者★1 | 150,000円+【実際にかかった医療費-500,000円】×1% | 83,400円 |
| 一般 | 80,100円+【実際にかかった医療費-267,000円】×1% | 44,400円 |
| 住民税非課税世帯 | 35,400円 | 24,600円 |

- ★1 基礎控除後の総所得額が600万円を超える世帯
- ★2 過去12カ月に、同じ世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額



高額療養費の自己負担限度額が変わります
医療費の負担が高額になったときの自己負担限度額が、引き上げられます。ただし、所得が少ない世帯の自己負担限度額は据え置かれます。

70歳以上の方の自己負担限度額（月額）

平成18年10月から

| 所得区分 | 外来（個人単位） | 外来+入院（世帯単位） |
|---------|----------|---|
| 現役並み所得者 | 44,000円 | 80,100円+【実際にかかった医療費-267,000円】×1% (44,400円)★2 |
| 一般 | 12,000円 | 44,400円 |
| 低所得 | II★3 | 8,000円 |
| | I★4 | 8,000円 |
| | | 24,600円 |
| | | 15,000円 |

- ★3 住民税非課税の世帯に属する方
- ★4 住民税非課税の世帯で、世帯員の所得が必要経費と控除を差し引くと0円になる方

透析患者の自己負担限度額



人工透析の自己負担限度額が引き上げられます
人工透析が必要な70歳未満の上位所得者★1については、自己負担限度額が引き上げられます。

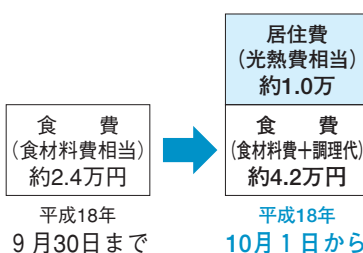
出産育児一時金



国保被保険者が出産したときに支給される出産育児一時金が30万円から35万円に引き上げられます。

出産育児一時金が引き上げられます

療養病床入院時の負担額



療養病床*に入院する70歳以上の高齢者の方は、これまで食材料費相当のみを負担していましたが、今回の改正で食費と居住費を負担することになります。
※おもに長期入院を必要とする患者のための病床

療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担が変わります

◎問い合わせ
町民課
☎内線 247・274